

【電子申告義務化の概要】

対象税目	(1) 法人税及び地方法人税（注1） (2) 消費税及び地方消費税
対象法人	(1) ①内国法人のうち資本金の額等が1億円を超える法人（注2） ②相互会社、投資法人及び特定目的会社 (2) 国及び地方公共団体（消費税固有の納税者）
対象手続	確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、 修正申告書、還付申告書
対象書類	申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て
適用届出	電子申告の義務化の対象となる法人は、納税地の所轄税務署長に対し 「 e-Taxによる申告の特例に係る届出書 」を提出することが必要
適用日	2020年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用
例 外	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが 困難な場合には、所轄税務署長の事前承認により、申告書等を書面によ って提出することができます。

（注） 1 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されます。

2 義務化対象法人には、人格のない社団等及び外国法人は含まれません。